

明代における澳門の日本人奴隸について

孔 穎

An Analysis of the Concept of “Wo Nu” in Macao during the Ming Dynasty

KONG Ying

The Chinese term “Wo Nu” (倭奴), literary meaning “Japanese Slaves”, was used to refer to the Japanese Nation before Yuan Dynasty, and had grown into an equivalent of “Wo Kou”, or “Japanese pirates”, by the time of Yuan and Ming Dynasties. However, the term became more complicated in the context of Macao during Ming Dynasty: it included some half-merchant-half-pirate “Wo Kou” and more Japanese Christian exiles fleeing the crackdown of Catholicism back home; in addition, there were large numbers of slaves in the true sense of the word, purchased by the Portuguese from Kyushu, Japan. It is this last group of “Wo Nu” that draws the attention of the present essay, which seeks to clarify the meaning of the term by using Chinese, Japanese and Western materials and to justify the Ming Cantonese Government's judgments of the nature of the Wo Nu in Macao and its policies toward them.

Key Words: Ming Dynasty, Portuguese, Macao, Wo Nu, Peter Mundy

前 言

明代以前において「倭奴」とは日本国名を意味し、海賊が横行する元明時代にはよく「倭寇」と同義と見られた。しかし、明代における澳門（マカオ）の「倭奴」には複雑な意義が含まれていた。ポルトガル人が居留する澳門は、当時東西文化が接触した先端地にあたり、葡日貿易が盛んに行われたところである。諸人種が入り混じり、そのうち日本人も少なくなかった。明政府は澳門に居住した日本人を「倭奴」と呼び、厳重に警戒し防備していたのである。

実際はこれらの「倭奴」には商人と海賊の二重身分を兼ねた倭寇もいれば、日本政府がキリスト教を鎮圧するため澳門に逃れてきた多数のキリスト教徒もいた。それ以外に、ポルトガル人が日本九州地方から購買した奴隸も多かった。これまで澳門における日本人に関する歴史研究は僅かしかない。管見の

限りでは、主に湯開建氏¹⁾と文徳泉神父²⁾の成果がある。この二編の論文は日本のキリスト教徒を中心として論述を展開している。そのうち、湯氏は「明季進入澳門的日本基督徒」と題する第一節にポルトガル人の擁する日本人奴隷が澳門に至った最初の日本のキリスト教徒と混同して多少触れたが、ポルトガル人が従事した日本人奴隷取引について具体的な論述をしていない。

そこで本論文は、明代澳門という特定の歴史環境において、真の奴隷を意味する「倭奴」を研究対象とし、中日英の史料を参照しながら、その真相を明らかにするものである。

一、明代における澳門の倭奴に関する記載

二千年にわたる中日交流において、「倭奴」という語彙は各種の史書や文学作品などに大量に見られる。その意味は間違いなく特定されるようであるが、実際は異なる歴史時代に使われその意味も相違する。

最初には国名を意味していた。漢建武中元二年（57年）に光武帝が日本の王に「漢倭奴国王印」を授けた時から、それ以降の長い年代は「倭奴」が、ただ日本国名を意味していた。『魏志』や『隋書』のような中国の史書は日本を「倭奴国」と記し、『新唐書・日本國傳』まで続いている。

元末から明に至って、日本の海賊集団がしきりに中国大陆沿海に侵入し、「倭」と「寇」が連なって、固有名詞となった。さらに、「倭奴」は「倭寇」よりもっと強烈な蔑称であった。例えば、万曆二十五年（1597年）に、福建巡撫金学曾は、兵部に「但倭奴之來，皆乘東北風」³⁾と報告し、倭寇の事情を説明した。明代の物語『西湖二集』の「胡少保平倭戰功」という一節に皆「倭寇」のかわりに「倭奴」を使用した。例えば、「王直因漸漸勢大、遂招聚亡命之徒徐海・陳東・葉明等倣將官頭領、傾資勾引倭奴」⁴⁾とある。その後、「倭奴」は「倭寇」と混用され、三百余年後の中日戦争になっても変わらなかった。例えば、当時の「鉄血歌」には「還我河山誓把倭奴滅」⁵⁾と詠まれていた。張自忠將軍も遺書に「蕞爾倭奴、欺我太甚」⁶⁾と書き残している。

さらに相似する使い方も見られる。つまり、朝鮮に侵入した日本政府及び軍隊を「倭奴」と称した。『明史・朝鮮傳』に「倭奴平秀吉肆為不道」⁷⁾とある。呂坤は「憂危疏」という上奏文にも「倘倭奴取而有之、藉朝鮮之衆為兵、就朝鮮之地為食、生聚訓練、窺伺天朝」⁸⁾と書き、日本の朝鮮侵略が中国にもたらす危険を危惧した。

1) 湯開建「明季寓居澳門的日本基督徒及廣東政府的管治與防範」（『中華文史論叢』2008年第1期）、201-390頁。

2) 文徳泉神父「澳門的日本人」（『文化雜誌』1993年第17期）、71-92頁。

3) 李國祥・楊昶主編『明實錄類纂・福建臺灣卷』（武漢出版社、1993年）、542頁。

4) 周清原『明清稀見小説坊・西湖二集』（人民文學出版社、2006年）、546頁。

5) 丁守和『中國近代思潮論』（廣東人民出版社、2003年）、385頁。

6) 中國人民政治協商會議山東省委員會文史資料研究委員會『文史資料選輯 第10輯』（山東人民出版社、1981年）、102頁。

7) 張廷玉『古典名著普及文庫・明史』（岳麓書社、1996年）、4748頁。

8) 丁守和等主編『中國歷代奏議大典（3）』（哈爾濱出版社、1994年）、1343頁。

しかし、澳門の日本人に関する明代史料において、「倭奴」という言葉には、「奴」という字の本義が含まれ、すなわち、日本人の奴隸という意味に使われているのである。このような「倭奴」の使い方は、中日交流史上でも唯一なのではなかろうかと考える。

『明史・佛郎機傳』に、「潜匿倭賊、敵殺官軍」⁹⁾と記録し、澳門のポルトガル人が日本人を利用して明の政府軍と対抗したと指摘した。『明實録』にも「澳夷盤踞内地、近且匿養倭奴以為牙爪」、「澳夷佛郎機、更蓄倭奴為爪牙、收亡命為腹心」¹⁰⁾といった記述が残されている。

万曆三十八年（1610）十二月二十日、巡按廣東監察御史王以寧は澳門のポルトガル人の動向について、「藉口防番、收買健闘倭夷以為爪牙、亦不下二三千人」¹¹⁾と上奏し、オランダ人を防備するために健闘的な日本人を購買し、その人数が少なくとも二、三千人もいと報告した。刑科給事中郭尚賓の上奏文にも、「番夷無雜居中国之理、彼且蓄聚倭奴若而人、黑番若而人、亡命若而人、以逼處此土」¹²⁾と、日本人だけでなく、黒人の奴隸も使われたことに言及した。当時、香山小欖の李孫宸は、ポルトガル人が日本人の奴隸を使う理由について、「澳故多蓄倭奴、托為備禦紅夷、而陰實示梗」¹³⁾との見方を示し、表面はオランダ人と対抗するためと称し、陰では明政府に不満を持つのではないかと疑った。

万曆四十一年（1613）、王以寧は以下の「條陳海防疏」という上奏文にふたたび「倭奴」について言及し、「倭奴」を日本へ送還すべしと提議した。

倭處東洋即狡焉思逞、勢不能連舟而來、獨計澳中收買倭奴・番鬼不止五六千人、而且甘為倭之居庭。脱有不逞、夷必折而入於倭。又乘對馬島之便、蹂躪朝鮮、前車可鑒。

宜嚴飭澳夷、俾恪遵明例、抽市如法、一應役使倭奴、悉罷遣之、勿生戒心、猶可相安無事¹⁴⁾。

同年、郭尚賓も「夷人多蓄倭番、彼自滋中國之疑。……諭令即先遣回倭奴黑番、盡散所納亡命、亦不得潛匿老萬山中、仍立一限、令夷人盡攜妻子離澳」¹⁵⁾と、同じく送還の意見を述べた。

海道俞安性は万曆四十一年（1613）に、治安のため、ポルトガル人の「倭奴」の蓄養禁令を石に勒すように要請した。彼は澳門のポルトガル人に対し、「倭性狡鷲、澳夷畜之為奴、養虎為患、害將滋蔓、本道奉敕受事、憑藉兩台制馭、巡澳察夷、追散倭奴凡九十八人還國。除此蠱賊、爾等遂得相安樂土。此後市舶不許夾帶一倭。在澳諸夷亦不得再畜幼倭。違者倭與夷俱擒解兩院、軍法究處」¹⁶⁾と厳正に警告した。つまり、日本人の性格が狡猾で、澳門のポルトガル人が彼らを召使として使用するのは虎を飼うようなもので、将来災いのもととなるので、澳門を巡視して「倭奴」を98人送還した。これから日本人をひっそり連れ込むことを禁ずる。また、幼い倭奴も蓄養することも禁ずる。違反者は軍法で処罰するといった内容である。

9) 張星煊編注、朱傑勤校訂『中國交通史料彙編（第1冊）』（中華書局、2003年）、445頁。

10) 陳文源『《明實録》葡澳史料輯存』（廣東人民出版社、1996年）、350、354頁。

11) 戴裔煊『《明史佛郎機傳》箋正』（中山大學出版社、2004年）、199頁。

12) 張維華『明史佛郎機呂宋和蘭意大裡亞四傳注釋』（臺灣學生書局、1985年）、64頁。

13) 戴裔煊『《明史佛郎機傳》箋正』（中山大學出版社、2004年）、199頁。

14) 「條陳海防疏」『東粵疏草』卷五。

15) 「防澳防黎疏」『郭給諫疏稿』卷一、12頁。

16) 戴裔煊『《明史佛郎機傳》箋正』（中山大學出版社、2004年）、200頁。

同年、両広総督張鳴岡も明政府に「粵東之有澳夷、猶疽之在背也。澳之有倭奴、猶虎之傳翼也。萬曆三十三年、私築牆垣、官兵詰問、輒被倭抗殺、竟莫誰何。今此倭不下百餘名、兼之畜有年深、業有妻子廬舍、一旦搜逐、倘有反戈相向、豈無他虞」¹⁷⁾と上奏し、澳門に居留するポルトガル人と日本人への危惧を吐露した。その趣旨は以下のものである。

広東東部に居留する澳門のポルトガル人を背中の腫瘍と喩えれば、澳門の倭奴はさらに虎に翼をつけるようである。万曆三十三年（1605）に、澳門のポルトガル人は無断で城壁を築いたため、明政府の官兵が追究したところ、日本人に抵抗され殺された。その時点で、日本人は百余人にもなり、長年蓄養されてきたため妻子も住宅も所持していた。もし捜査すれば、反抗される恐れがあったとしている。

万曆四十二年（1614）、張鳴岡は道臣俞安性と香山縣令但啓元を澳門に遣わして、ポルトガル人に「倭奴」の123人を出させ、日本に送還した¹⁸⁾。俞安性は澳門巡視後、五箇条の「海道禁約」を起草した。両広総督と巡按御史の許可を得た上、万曆四十五年（1617）、澳門の議事亭前に禁令を刻んだ石碑を建てた。そのうち、日本人奴隷を養うことを禁ずる旨は第一条として取り上げられ、「禁蓄養倭奴。凡新舊夷商敢有仍前蓄養倭奴順搭洋船貿易者、許當年曆事之人前報嚴拿、處以軍法。若不舉、一並重治」¹⁹⁾とあるものである。

二、日本におけるポルトガル人の奴隷取引

澳門に居住した「倭奴」の中には、日本から来た真の奴隷が相当いた。

C. R. Boxer氏の考証によれば、1601年に既婚のポルトガル男子の戸主の人数は400人に達し、1635年には850人にのぼった。ゴアの統計資料を合わせてみれば、当時のポルトガル人の家庭では、平均として最低6名以上の奴隷が使用されていた²⁰⁾。そのうち、相当な人数は日本から来たものとされたのである。

「南蛮」人と呼称されたポルトガル人が、大航海時代に日本に進出した時、まさに日本の戦国時代だった。日本人は戦争と天災との窮地に追い込まれていた。ポルトガル人は九州の各港で、ごく安い値段で奴隷を買い込むことができた。これらの奴隷の源は、日本人のほか、海賊や悪者に鹵獲された朝鮮人、中国人も含まれていた。最も多いのは児童であった。特に女子は貧困の父母に身売りされた。これらの子供を売る父母は自分自身も売ることさえあった。他には城が攻め落とされた後、男子が悉く殺された一方、女子と児童は、戦利品として鹵獲されて売られた。1563年に訪日したイエズス会のフロイス(Louis Frois)は、報告書の中で薩摩藩の軍隊が1588年に豊後を負かし大量の人口を鹵獲し、そのうちの多数は婦人や児童で、極めて残酷な待遇を受け、彼等の多くは肥後と九州の他地方に売られたと指摘している²¹⁾。

17) 張維華『明史佛郎機呂宋和蘭意大裡亞四傳注釋』（臺灣學生書局、1985年）、64頁。

18) 張維華『明史佛郎機呂宋和蘭意大裡亞四傳注釋』（臺灣學生書局、1985年）、65頁。

19) 印光任、張汝霖『澳門記略』（廣東高等教育出版社、1988年）、22頁。

20) 博克薩「十六—十七世紀澳門の宗教和貿易中轉港之作用」, 中外關係史學會 復旦大學歷史系編『中外關係史譯叢（第五輯）』（上海譯文出版社、1991年）、82頁。

21) Moran, J. F. Japanese and the Jesuits — Alessandro Valignano in sixteenth-century Japan. New York: Routledge.

イエズス会の日本教団の巡閲使アレッサンドロ・ヴァリニャーノ（Alessandro Valignano）は自ら編集し、1589-1590年間に澳門で刊行された対話録である『日本教団の使命』（*De Missione Legatorum Japonensium*）で、視察団が日本各地で見聞したことを記し、当時の奴隷取引にも触れ、お金のために同胞を牛馬のように売買する日本人の行為に対して憤慨の念を禁じ得なかった。甚だしきに至っては、日本奴隷にとって、ポルトガル人に売られるほうが幸いと思う神父もいた。それは無情な日本人の同胞と比べれば、ポルトガル人のほうが奴隷をやさしく扱い、さらにキリスト教義を授けたからである²²⁾。

確かに、日増しに繁栄する九州港口の奴隷取引において、ポルトガル人は重要な買主の役を果たしていた。ポルトガル人は、主に銃器や他の西洋商品と日本人奴隷を交換した。これに関する推計によれば、当時販売され輸出された日本人奴隷の人数は5万にも上ったとされる²³⁾。

ポルトガル人は、長崎で日本人を奴隷として購買し海外に舶載した事情は深刻化し、日本朝野の怒りを買ったため、豊臣秀吉の禁教の口実の一つとなったとされる。

天正十五年（1587）六月十九日の夜、豊臣秀吉は棄教拒絶した高山右近に対して改易処分した後、2回にわたって在日本イエズス会の首脳者ガスパール・コユリョ（Gaspar Coelho）のところへ言葉遣いの厳しい「詰問状」を送った。四カ条の詰問のうち、最後の一つは「何故にポルトガル人は、日本人を購ひ奴隷として船に連れ行くや」である。コユリョの返答は、「若し殿下にしてその臣民にこの交易を禁じ、これに就きて諸港に良き法令を與へられんか、この紊亂を容易に矯正し能ふべし」²⁴⁾であった。同年7月、豊臣秀吉の命令第十條に「日本人を中国、南蛮、朝鮮に売るのは許さざる行為である。日本では人口売買を禁ずる」²⁵⁾と規定された。

日本政府の圧力の下で、ポルトガル国王セバステアーン（Dom Sebastiao）はイエズス会に説得され、1571年3月12日付で以下の日本人奴隷取引禁止の勅令を布告した。「朕国王は本勅令を看る者に知らしむ。今日まで印度地方なる日本国異教人の奴隷に就きて行はれたる状況、並にそれより生ずる寡からざる弊害に関して朕の得たる報告により、且つ右の奴隷を（売買すべき）正当なる理由もあらず殊に前記（日本の）異教人改宗に就きそれに由りて故障も生ずるところあるを以て、朕は向後ポルトガル人たる者は何人も日本人を購ひ若しくは捕ふるべからざることを命令す。前記日本人を購ひまたは捕ふることあらば、購ひまたは捕はれたる者は放免せらるべく、尚捕へ購ひし者はその全財産没収の罰を受くべし。然るときその財産の半部は朕が国庫に、半部はそれを告発する者に帰属す」²⁶⁾とある。しかし、多数の人はこの禁令を等閑視した²⁷⁾。日本人も引き続き同胞を売買し、自分の家族まで売却することもあった。こ

1993, 107

22) Moran, J. F. *Japanese and the Jesuits—Alessandro Valignano in sixteenth-century Japan*. New York: Routledge, 1993, 107

23) Lee, Samuel. *Rediscovering Japan, Reintroducing Christendom: Two Thousand Years of Christian History in Japan*. Lanham: Hamilton Books, 2010, 116

24) 清水紘一『キリシタン禁制史』（教育社、1995年）、66頁。

25) Moran, J.F. *Japanese and the Jesuits—Alessandro Valignano in sixteenth-century Japan*. New York: Routledge, 1993, 107

26) 岡本良知『十六世紀日欧交通史の研究』（六甲書房、1974年）、731頁。

27) 查理斯「鮑克塞爾葡萄牙在日本的影響面面觀」（『文化雜誌』（中文版）第十七期）、48頁。

のような日本人の人口取引の熱情にこたえて買わざるをえないと言うポルトガル人も出た²⁸⁾。

澳門主教の命令によって、なるべく不義を防ぐために、長崎のイエズス会神父に、ポルトガル人の購買した日本捕虜を審査し、戦争捕虜であるかどうかを確認する義務を課させた。しかし、豊臣秀吉が命令を発したあとも、神父たちが実際奴隷検査をしていないことをヴァリニャーノは発見している²⁹⁾。1589年、ヴァリニャーノと日本主教セルケイラ (Luis de Cerqueira) はポルトガル人の日本人口取引を禁止し、その違反者を教会から放逐すると決定した。ヴァリニャーノの巡閲使報告によれば、主教が日本人の捕虜交易を制止し、人口取引の罪悪と不義を中止させたそうである。大量の日本人奴隷を澳門に連れていく予定であった一部のポルトガル人は、非常に不機嫌であったが、日本人は人口禁令に満足していたと言う³⁰⁾。

1596年、セルケイラ主教は日本人奴隷取引者のポルトガル人に断然破門の罰を科する最初の破門令を公布した³¹⁾。翌1597年4月16日付でインド副王フランシスコ・ダ・ガマ (Francisco da Gama) がポルトガル国王の名に於いて次のような布令を発した。「支那にある媽港住民の安寧と、同地に於て行はるる紊亂非行を避くることと、また印度に現在する予が参事員にして副王たるマチャス・デ・アルブケルケの臨席を得て印度高等裁判所判事等のこの件を議決したることとに従ひて、朕は本勅令に由り、本令公布以後孰れの地位状態にある日本人と雖もそれを媽港に住居せしめまたはそこへ連れ来ることなく、また他の孰れの国民なりとも拘束不拘束に拘はらず奴隷として連れ来らざるべきを嘉みし且つこれを命じて禁止す」とある。つまり、澳門住民の安全を考慮し、現地の混乱を引き起こさないために、日本人を澳門に連れ込み、さらに定住することを禁ずる。また、他国人の奴隷を澳門に連れ込むことも禁じた³²⁾。禁令の連発は当時のポルトガル人による日本人奴隷の購入と澳門連れ込みの普遍性を語っているであろう。

三、澳門の日本人奴隷

これらの日本人の奴隷は、ポルトガルの各植民地へ運ばれて売られた。澳門は日本から最も近いポルトガルの極東拠点で、さらに対日貿易の基地なので、受け入れた日本奴隷は無論少なくなかった。16世紀と17世紀初めの澳門において、ポルトガル人の黒人奴隷とマレー人奴隷も日本奴隷を所有していた記録がしばしば見られる³³⁾。

28) Moran, J.F. *Japanese and the Jesuits — Allessandro Valignano in sixteenth-century Japan*. New York: Routledge, 1993, 108

29) Moran, J.F. *Japanese and the Jesuits — Allessandro Valignano in sixteenth-century Japan*. New York: Routledge, 1993, 109.

30) Moran, J.F. *Japanese and the Jesuits — Allessandro Valignano in sixteenth-century Japan*. New York: Routledge, 1993, 110.

31) 岡本良知『十六世紀日欧交通史の研究』(六甲書房, 1974年), 743頁。

32) 岡本良知『十六世紀日欧交通史の研究』(六甲書房, 1974年), 745頁。

33) Gates, Henry Louis, ed. *Encyclopedia of Africa*. Oxford: Oxford University Press, 2010, 187.

日本奴隸の中には女性が多数含まれていた。澳門のポルトガル人と結婚した日本女性もいれば、解放されて自由になって澳門の日本街で生活していた女性もいた³⁴⁾。澳門商人の日本女奴隸を大量に購入する現象を抑制するために、1571年にポルトガル領の極東植民地のゴア当局は日本奴隸の購買禁令を発した³⁵⁾。しかし、事実上、この禁令は無視され、女性を含む日本奴隸の輸出は長く続いて、澳門をはじめポルトガルの植民地で広く行われていた。1637年、イギリス人Peter Mundyは澳門を訪ね、現地の女性にはポルトガル人がただ一人いることに気づいた³⁶⁾。C. R. Boxer氏は、早期のポルトガル植民者が現地の中国人ではなく、たいてい日本人あるいはマレー人と共に生活していたと指摘した。さらに澳門人の背の低さは、日本人との混血児による結果であるという考えを示した³⁷⁾。

ポルトガルの極東植民地の各地に輸出された日本人の男性奴隸は、よく知られる尚武精神で主人に武装侍従として使用されていた。ゴア議事会は1603年末、ポルトガル国王にあてた手紙に「いたるところに日本人奴隸で、主人を守るように努めている。ポルトガル人の人数不足で澳門を守ることができないからである。戦時中、一人のポルトガル人が五、六人のマスケット銃を持つ若い日本人奴隸を率いても十分に敵に対抗できる。なぜなら、彼らはみな勇ましく善戦したからである」³⁸⁾と報告した。また1612年から、マラッカ総督は日本人奴隸からなる警衛隊を持っていた。その10年後以降、武装した日本人奴隸はポルトガル人に従って緬甸、暹羅、安南のような遠い戦場にも進出した³⁹⁾。したがって、ポルトガル人は、日本人奴隸に頼りながらも恐れていた。ポルトガル王が豊臣秀吉のイエズス会を介して伝えた圧力の下で日本人奴隸取引を禁止し解放しようとしたとき、ゴア当局は、「彼らを解放すれば、反乱するに違いない。戸口で虎視眈々している敵と結託し、われわれを一人も残さずに殺すのであろう…奴隸解放のうわさが彼らの耳に入れば、今にも動き出そうとする。主人は常に警戒しなければいけない」⁴⁰⁾と懸念を示した。

澳門は、ポルトガル領インドのゴア総督の管轄下に置かれ、ポルトガルの極東帝国において重要な位置を占めていた。16世紀末期、ポルトガルの極東植民地は、新興のオランダ人に狙われるようになった。1601年、van Neckが指揮するオランダ先遣艦隊は、澳門付近の海域に到達したためポルトガル人は大いに緊張した。中国人も初めて赤い髪で赤い服を纏う背の高いオランダ人を見て、「紅番」⁴¹⁾と称した。それ以降、オランダ人の脅威が絶えなかった。オランダ人の侵攻を防ぐために、万曆二十年（1592）から「倭奴黒鬼」を購入し、武装力を増強し、全面的防御を展開した。したがって、明政府の役人の言う「備

34) Levi, Joseph Abraham. "Macau's Foodscape: Identity Marker within Two Worlds". <http://www.food-scape.net/gfx/writers/levi/Identtity%20Marker%20within%20Two%20Worlds.pdf> (2012-3-9)

35) 普塔克, R. 「澳門的奴隸買賣和黑人」(『國外社會科學』1985年第6期), 15頁。

36) Mundy, Peter. *The Travels by Peter Mundy*. ed. Sir Richard Carnac Temple. London: The Hakluyt Society, 1919.263.

37) Boxer, C. R. *Fidalgos in the Far East, 1550-1770*. The Hague: Martinus Nijhoff, 1948.230.

38) 查理斯・鮑克塞爾「葡萄牙在日本的影響面面觀」(『文化雜誌』(中文版)第十七期), 48頁。

39) 查理斯・鮑克塞爾「葡萄牙在日本的影響面面觀」(『文化雜誌』(中文版)第十七期), 49頁。

40) 查理斯・鮑克塞爾「葡萄牙在日本的影響面面觀」(『文化雜誌』(中文版)第十七期), 48頁。

41) 徐薩斯「歷史上的澳門」(澳門基金會, 2000年), 43頁。

禦紅夷」「防番」を口実に「多蓄倭奴」「收買健闘倭夷」⁴²⁾というポルトガル人が健闘的な日本人奴隷を好んで蓄養する現象は必ずしも口実ではなく、それなりの理由があった。

澳門の日本人男性奴隷は、比較的大きな行動の自由があり、主人の武装侍従として使われていたため、早くから澳門の治安問題となった。Boxer氏は『極東におけるポルトガル紳士』で、紳士らはよく日本人奴隷を放任して敵と戦わせるため彼らを庇護する、また、武装奴隷がよく町でぶらつき、夜になって通行人を襲撃や略奪し、或いは格闘しあう、或いは兵士と殴りあったようである。1586年、この風潮を食い止めるために、総督は主人と同行する場合を除き、奴隷の武器携帯を禁止するという禁令を下した。法令によれば、奴隷がポルトガル人を殺傷した場合、右腕を切断し、軍艦で十年間にわたり船をこぐことを罰とした。その後、死刑に変更されても効果がなかったと指摘している⁴³⁾。

澳門の治安問題は、日本奴隷の健闘により悪化しつつあった。そのため1597年、インド副王フランシスコ・ダ・ガマ (Francisco da Gama) が、ポルトガル国王の名において次の刀剣の携帯禁令を発し、混乱状態を収束しようとした。「支那にある媽港住民の安寧と、同地に於て行はるる紊亂非行を避くることと、…またそのカタナは大小に拘はらずその主人に随ふ者と雖もこれを齎すべからず。この朕が勅令に反してこれを帯ぶる者の発見せらるるときは、主人を有する者は朕が印度なるガレー中に終身拘禁せられるべく、主人に仕へざる者は同じきガレー中に置かれて十年間褫職せらるべきの刑を科す。」⁴⁴⁾ この法令は、澳門で大がかりに鳴り物入りで広く宣伝されたが、執行効果がよくなかった。日本奴隷の健闘に由来するものかもしれないが、日本語の「刀」は早くからポルトガル語に入り、「catana」となり、また「刀で斬る」という意味の「catanhada」も生み出した⁴⁵⁾。

イギリス人Peter Mundyは澳門路頭で見かけた日本人の姿を書き残した。Mundyは1637年東インド会社の商船隊にしたがって澳門と広州を訪ねたのである。彼の書き綴った、旅行日誌とスケッチはイギリス人の最も早い中国訪問記である。Mundyは澳門に滞在する半年間、現地の風俗人情をじっくり観察した。例えば、澳門の日本人にはキリスト教徒と非キリスト教徒がいること、そして、髪形や足袋にも関心を寄せた。「多くはキリスト教徒である。キリスト教徒でない日本人は頭の前部の髪を剃り、残りの髪を後ろに短い鬘を結う。底の厚い靴は手袋のように親指と他の指が二つに分かれる形をし、2本の紐のうち、一つは甲の上に、もう一つは足指の分かれ目に通して結ぶ」⁴⁶⁾と記している。

そのほか、日本人のスケッチ (図A) を描き、彼らの服装と武器を説明した。「図Aは日本人である。彼はKimaoneを着ている。つまり、チョッキである。腰に刀 (Cotan) と脇差をさしている。切腹刀ともいう。これについて、よく説明できないが、Purchasの『朝聖記』から詳しい情報を得られると思う」⁴⁷⁾

42) 戴裔煊【《明史佛郎機傳》箋正】(中山大學出版社, 2004年), 199頁。

43) Boxer, C. R. *Fidalgos in the Far East, 1550-1770*. The Hague: Martinus Nijhoff, 1948, 235.

44) 岡本良知【十六世紀日欧交通史の研究】(六甲書房, 1974年), 745頁。

45) Boxer, C. R. *Fidalgos in the Far East, 1550-1770*. The Hague: Martinus Nijhoff, 1948, 235.

46) Mundy, Peter. *The Travels by Peter Mundy*. ed. Sir Richard Carnac Temple. London: The Hakluyt Society, 1919, 294.

47) Mundy, Peter. *The Travels by Peter Mundy*. ed. Sir Richard Carnac Temple. London: The Hakluyt Society, 1919, 295.



図A

と記した。

Mundyが言うSamuel Purchas（1577?-1626）は、イギリスの神父である。彼が1613年に編纂した『朝聖記』（*Purchas His Pilgrimage*）は、世界各地の民族と宗教を略述する著書で、広く読まれていた。その中に日本人の勇ましくて健闘ぶりが恐ろしいと評されている⁴⁸⁾。

Mundyは、これらの非キリスト教徒の日本人の身分を説明していないが、浪人武士でなければ奴隸であることは明らかである。倭寇が横行していた時代に、明政府の役人が澳門で武装した日本人奴隸を見かけると緊張感が高まったのはごく自然なことであろう。

しかし、日本人奴隸の暴力傾向は誇張しすぎてはならない。時には暴力的衝突を阻止することもあったからである。例えば、マテオ・リッチ（Matteo Ricci）は、『中国割記』の中で、青州教会事件について日本人奴隸が果たした役割について言及している。1607年、ポルトガル人が澳門のセント・ポール学院の向こうにある青州島で神学院学生用の活動場所として建物を建てようとしたが、明の役人は違法工事と見なし、兵士と暴徒を率い、武力で修道士と奴僕を追い払い、また建物を焼き払った。さらに、教会で見つけた聖ミカエル画像を引き破った。「修道士は対抗しようとしたが、日本人奴隸はそれを止めたのである」⁴⁹⁾と記録している。

その他、倭寇の疑いのある澳門の「倭奴」の中に、濡れ衣を着せられた朝鮮人もいた。例えば、湯開建氏は広東巡按田生金の『按粵疏稿』から重要な史料を発見した。即ち、万曆三十五年（1607）、広東の海上巡視船は澳門付近で「倭寇」の疑いのある船と遭遇し追跡した結果、戦闘が起こって双方にも死傷

48) Boxer, C. R. *Fidalgos in the Far East, 1550-1770*. The Hague: Martinus Nijhoff, 1948. 235.

49) 利瑪竇『中國割記』（中華書局、1983年）、523頁。

者が出た。8人が生け捕りされ、「強盗の財産略奪」という罪で斬首刑に処せられ、そのうち、5人が獄死し、残りの3人が斬刑の執行猶予に監禁された。万暦四十三年（1615）、田生金は再審した時に、いくつかの疑問点を発見した。つぶさに調査した結果、これらのいわゆる「倭寇」は、実際には朝鮮釜山人であり、真の倭寇に攫われ、澳門のポルトガル人に購買され、奴隷になったことが明らかになった。かれらは船に乗って澳門を離れて柴かりをしていた時に、明の政府軍に「倭寇」と疑われ逮捕された。ポルトガル人の雇い主も、彼らを柴かりに遣わし、行方不明になったと証言した。また、これらの朝鮮人奴隷は澳門での手続きが登録済みということも確認された。以上の調査を通して、これは一大の冤罪事件だと確定した⁵⁰⁾。

豊臣秀吉とイエズス会の強大な圧力の下で、1567年、ゴア当局は、奴隷を擁するカトリック教の信者を対象とする重罰規定を作成した。1571年、日本人奴隷の購買禁令を発した。1595年、ゴア総督は澳門での奴隷取引の禁令を公布したと同時に、明政府も澳門の人身売買を禁じた⁵¹⁾。長年にわたり、澳門の日本人奴隷の数はようやくコントロールされた。前述のように、万暦四十一年（1613）、両広総督張鳴岡は、澳門の日本人奴隷の実情を調べたあと、123人を日本へ送還した。このことから当時には真の日本人奴隷の数はすでに減少したことが窺えるのであろう。

四、明末の澳門の日本趣味

明末の澳門において居住した数多くの日本人は、濃厚な日本趣味を澳門にもたらした。これについての記載は、Peter Mundyの日誌に残されている。

Mundyは、澳門議事会の招待を受け、船隊司令について4人の議員の一人であるアントニオの邸宅で行われた宴会に赴いた。Mundyの記載によると、強く印象に残ったのは部屋の中の二帖の八扇屏風で、華麗で鮮やかな漆を施し、金色も混じられ、森林鳥獣魚花果実などの模様を描いて、目を奪うほど美しい光景であった。また、この屏風の名称も筆を費やして「beeombo」⁵²⁾と記録した。屏風の発音と装飾から、日本のものだと判明できよう。

Mundyは主人の三、四人の子供にも言及し、すべて欧亜混血児で、イギリス以外で見た最も美しい児童で、彼らの身に纏う「Kimaone」という日本式の外套がその麗姿を一際目立たせると記している⁵³⁾。

Mundyは、上流家庭の女子が乗る駕籠に華麗な日本布が使われていることに気づいた。Boxer氏の検証によると、Mundyのいう日本布は日本の「morimo」にあたる⁵⁴⁾。また、当時の澳門において、女性は普段着として「Kamaones」あるいは「Kerimaones」という袖のひろい胴着を好んで着ていた。これは

50) 湯開建「田生金《按粵疏稿》中の澳門史料」(『暨南學報』哲社版、1997年第4期)、79～87頁。

51) 普塔克、R.「澳門的奴隸買賣和黑人」(『國外社會科學』1985年第6期)、15頁。

52) Mundy, Peter. *The Travels by Peter Mundy*, ed. Sir Richard Carnac Temple. London: The Hakluyt Society, 1919, 263.

53) Mundy, Peter. *The Travels by Peter Mundy*, ed. Sir Richard Carnac Temple. London: The Hakluyt Society, 1919, 263.

54) Boxer, C. R. *Macau na época da restauração (Macau three hundred years ago)*. Lisbon: Fundação Oriente, 1993, 74.



図B

日本からもたらされた染色したシルクで作られ、非常に精緻で優雅である。Mundyは日本の着物を着ている中国女性のスケッチ（図B）も画いたが、この着やすい日本の着物の着装効果が半日もかけて鏡に向かって着こなした結果にちっとも劣らないとコメントした⁵⁵⁾。

Mundyは、日本人の生活をよく観察して、一つの細かい点を発見した。つまり、日本人はある種の柔らかくて破りにくい紙を携帯し、鼻水をすすいでから穢物として捨てるが、布のハンカチで顔と手を拭くという生活習慣である⁵⁶⁾。さらに、日本人の使用する紙について、「ある種の植物の根を叩いて細かくして作成した。この紙で作られて、布のように柔らかくて丈夫なマントも見たことがある。其の上に油や膠を塗ると、防水効果がいい」⁵⁷⁾と詳しく紹介した。

Mundyは、日本語が澳門でよく使われていたことも指摘した。彼は現地のポルトガル人が、教えたいつかの日本語の言葉を記録した。たとえば、sagashoo、gooseeka（こんにちは）、Yungosere（よし）、Varoogoosere（悪い）、goodaree（来る）、mundalee（行く）、sakee（酒）、mesh（飯）⁵⁸⁾などである。

明末に至って、澳門の日本人は一つの集団として民族文化を披露することもできた。1642年（崇禎十五年、日本寛永十九年）、デ・ブラガンサ公爵（duke de Bragança）がポルトガル王位を継いでジョン

55) Mundy, Peter. *The Travels by Peter Mundy*. ed. Sir Richard Carnac Temple. London: The Hakluyt Society, 1919. 270.

56) Mundy, Peter. *The Travels by Peter Mundy*. ed. Sir Richard Carnac Temple. London: The Hakluyt Society, 1919. 294.

57) Mundy, Peter. *The Travels by Peter Mundy*. ed. Sir Richard Carnac Temple. London: The Hakluyt Society, 1919. 295.

58) Mundy, Peter. *The Travels by Peter Mundy*. ed. Sir Richard Carnac Temple. London: The Hakluyt Society, 1919. 296.

四世になったという知らせが澳門に伝わったとき、市民たちは数週間にわたる慶祝活動を展開した。日本街は、7月7日の夜から翌日の朝までタイムツのパレードを行った。日本人は自国の民族服装を着て、楽器を弾き、手に扇子を持ち、刀を身につけ、優美な踊りをしていたと言う⁵⁹⁾。

五、結論

上述のように、明代澳門において、亡命した日本人のキリスト教徒の他に、日本人奴隷も無視できない存在であった。日本の九州などの地でポルトガル人に購買され、澳門をはじめ極東植民地で妻妾、使用人として、また主人を守りオランダ人からの侵攻を防ぐ武装した侍従にあてられたことから見れば、彼らの「奴」の身分を十分に表していると言えよう。これらの数多くの日本人奴隷が、亡命してきた日本人のキリスト教徒と共に、澳門の多元文化に大いに日本風の元素を付け加えたと想像できよう。

万曆四十二年（1614）、明政府は澳門管制的「海道禁約」を發布し、「倭奴の蓄養禁令」を第一条として取り上げた。さらに、万曆四十五年（1617）に、この五箇条の禁令を石碑に刻して澳門の議事亭の前に立てた。ほかに、万曆四十一年から万曆四十五年まで、大規模な日本人奴隷を対象とする捜査返還活動が展開されていた。5年間に送還された日本人奴隷の人数について、湯開建氏が行った考証によれば、約200余人にのぼったとされる⁶⁰⁾。つまり、明政府は日本人奴隷を全部駆逐したのではなく、王以寧が報告した「二、三千人」のうち数百名を選び日本へ送還したと考えられる。このことから明政府は、日本人奴隷を澳門で平和な生活を営んでいる住民の一部と見なし、直接に暴力手段で退治する必要がないと判断したと読み取ることができよう。張鳴岡をはじめとする明政府の役人は、澳門の日本人奴隷に対し、合理的な判断を下し、倭寇と区別して扱ったため、倭奴の蓄養を禁じて日本へ送還する非暴力的な慎ましい対策をとった。

上述の前文に列挙した明政府の役人の上奏文に現れた澳門の「倭奴」は、「倭寇」と同義とする「倭奴」ではなく、日本人奴隷を指すことが一目瞭然である。これは上奏文に、ポルトガル人と「倭奴」との関係性を述べる場合、「蓄養」「蓄聚」「役使」などの言葉を使用し、さらに黒人奴隷を意味する「黒蕃」と並んで論じられるからである。一方、明政府は当時の中国沿海に頻発していた倭寇事件から警告され、また澳門の日本人奴隷の尚武精神も見聞していたので、近きにある潜在的な危険を有する日本人奴隷に警備心を持ちながら、蓄養禁止と捜査送還という非暴力的な対策を取り慎ましく危険を解消させたのである。

59) 博克薩「十六—十七世紀澳門的宗教和貿易中轉港之作用」中外關係史學會 復旦大學歷史系編『中外關係史譯叢（第五輯）』（上海譯文出版社，1991年），91頁。

60) 湯開建、吳青「明季寓居澳門的日本基督徒及廣東政府的管治與防範」（『中華文史論叢』2008年第1期），232頁。